

平 戸 市 監 査 公 表 第 91 号

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

平成 26 年 2 月 17 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 山 田 能 新

第 1 監査の対象

会計課

第 2 監査の期間

平成 25 年 11 月 27 日

第 3 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査

(2) 監査の対象とした事項

平成 23～24 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

第 4 監査の方法

今回の監査は次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

(1) 収入に関すること

- ① 収入事務が適法・適正に行われているか。
- ② 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

(2) 支出に関すること

- ① 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。

- ② 予算目的に反する支出はないか。
 - ③ 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行われているか。
 - ④ 契約の方法及び内容は適正か。
- (3) 庶務関係事務
- ① 公印の管理状況
 - ② 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況
 - ③ 文書の処理、整理保存状況

第5 監査の結果

監査の対象とした平成23～24年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。
指摘事項等は次のとおりである。

【指導事項】

財政調整基金の運用形態の一つとして、みずほフィナンシャルグループ株券を保有し、保有額は平成18年6月30日付けで券面額350千円（7株）とし、平成24年度決算では42千円の配当金を得ている。

一方、「社債、株式等の振替に関する法律の一部を改正する法律」が平成21年1月5日より施行され、株式等振替制度が運用されている。これは、上場会社の株式等に係る株券をすべて廃止し、株券等の存在を前提として行われてきた権利の管理（発生、移転及び消滅）を、証券保管振替機構や証券会社等に開設された口座において電子的に行われ、株価は時価で変動することとなっている。

なお、現在も株券を保有している場合でも、発行会社により特別口座が開設され権利は保全されている。また、株式異動証明書によると平成21年1月2日に書き換えによる株式の追加発行がなされ7000株となっている。

以上のことから、現在の株価は時価となっているが、日計表、月計表並びに決算書中の財産に関する調書の中では、財政調整基金の有価証券の残高が、現在存在していない券面額で管理されていることになる。

この株券は、市町村合併時に大島村から持ち寄られた財政調整基金の一部であり、説明ができる株式での管理運用方法を検討することが望ましい。

【意見】

現在、会計課において事務用品等の単価契約事務を年1回行っており、品目数は約280項目に及ぶ。もとより会計管理者の職務権限のひとつとして、地方自治法第170条第2項第4号において「物品の出納及び保管を行うこと」となっており、同

第 171 条第 3 項において、「出納員は、会計管理者の命を受けて現金の出納若しくは保管又は物品の出納若しくは保管の事務をつかさどる」としている。

以上のことから、現況の物品の保管については、使用に供し得る状態にある物品として、各所管課において出納員の管理下に置かれている。

一方、現状では物品の契約行為を直接会計課で行っており、物品の出納及び保管については会計管理者の権限という考え方から、それに係わる契約行為も同様に取
り扱っていると思われるが、支出負担行為に関する確認を行う審査機関として好ま
しくない。現状のように一括単価契約を行うのであれば、契約所管部署等での事務
処理が望ましいと思われる。

第 6 むすび

今回の監査は、前回の定期監査（平成 22 年度）の指摘事項等についても、併せ
て審査を実施し、その結果、良好に処理されていると認めた。

今後ともに会計課にあっては、公金の出納管理に万全を期されたい。

<参考>指摘事項等の定義

区分	指摘事項	指導事項	意見
根拠	地方自治法第199条第9項		地方自治法第199条第10項
定義	法令等に違反し、 又は不当と認められ るため、是正を求め ること	法令等に違反する事 項や不当な事項のうち、 取扱基準に照らして指 摘事項に該当しない軽 微なものであること	監査結果（指摘等）に添え て、組織及び運営の合理化に 資するために付す見解のこ と
措置済みの 水準	是正された状態に なったこと	是正された状態に なったこと	—

【参照条文】 地方自治法

第199条第9項 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議
会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、
公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、
これを公表しなければならない。

第199条第10項 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方
公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告
に添えてその意見を提出することができる。